

教 育 委 員 会 日 程

1 日 時 令和3年2月4日(木) 午後3時00分から

2 場 所 教育委員会室

議決事項

第1 議案第6号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について

報告事項

第1 G I G Aスクール構想進捗状況について(資料1)

第2 新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応について(資料2)

第3 新型コロナウイルス感染症対策における区立図書館の対応について(資料3)

議案第6号

幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和3年2月4日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の意見聴取に対し、異議ない旨回答する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、墨田区長から意見聴取があり、回答する必要がある。



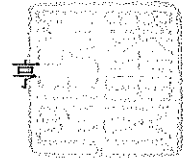
2墨子施第2691号

令和3年1月21日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本



幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の
策定に伴う意見聴取について

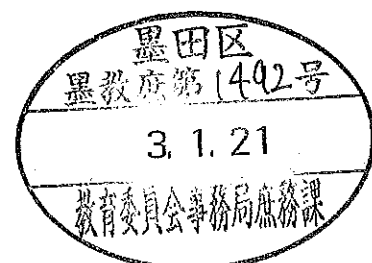
幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項を策定したいので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、貴委員会の
意見をお聴きします。

記

1 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項
別紙のとおり

2 策定理由

幼保連携型認定こども園の教育課程を編成するにあたり、教育課程に関する基本
的事項を定める必要がある。



別紙

幼保連携型認定こども園2園の教育課程を策定するに当たり、教育課程に関する基本的事項については、「墨田区教育委員会の教育目標」及び「令和3年度における主要な教育課題」を準用して定めることとする。

平成20年2月4日
墨田区教育委員会決定

墨田区教育委員会の教育目標

教育は、人権尊重の精神を基調として、豊かな知力、体力、行動力及び感性をそなえた区民の育成を目指さなければならない。また、誰もが生涯を通じて学び、支え合うことができる社会の実現を求めていかななければならない。

墨田区教育委員会は、このような考え方に立って、活力とゆとりある、人と地域と環境にやさしい墨田のまちづくりに寄与することを期し、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

墨田区教育委員会では、幼児・児童・生徒（以下、子どもという）が知性、体力、行動力及び感性をはぐくみ、人間性豊かに成長することを願い、

- 広い視野をもち、自ら学び、考え、挑戦する力をもって行動する人
- 人と人とのつながりを大切にし、互いに相手のよさを認め、支え合う人
- ルールを守り、仲間や地域の役に立つために能力を発揮する人

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校・園、家庭、地域がそれぞれ役割を担い、豊かな環境の中で、子どもたちが生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するように関係諸機関等との一層の連携を図る。

さらには、教育は、学校・園、家庭、地域それぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

令和3年度における主要な教育課題

墨田区教育委員会では、「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた幼児・児童・生徒を育成するために、以下を主要な教育課題と捉え、各学校(園)の取組を推進する。

令和3年度重要課題

- 1 新しい学習指導要領を踏まえた教育活動の具現化
 - 中学校における全面実施への対応及び幼稚園、小学校における一層の充実
 - 新しい学習評価の観点に基づく「指導と評価の一体化」の推進
- 2 新しい生活様式を踏まえた教育活動の工夫
 - 前例にとらわれず、感染症拡大防止対策を講じる中での教育課程の編成
- 3 一人一台のタブレット端末を活用した授業改善と学力の向上
- 4 いじめの未然防止、早期発見・早期解決
- 5 不登校の未然防止、早期対応・早期の学校復帰

1 確かな学力の定着と向上

(1) 授業改善の推進・授業力の向上

- ・ 墨田区学習状況調査結果の分析による課題解決を目指した授業改善を行い、「ふりかえりシート」等を活用して、学んだことをアウトプットするなど、全ての児童・生徒に基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせること。
- ・ 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、一人一台のタブレット端末を活用して「互いの考えを出し合って話し合ったり、集団の中で教え合ったりするなどの活動を充実」させることを通して、学びに向かう力や思考力、判断力、表現力等を育てること。
- ・ 習熟度に合わせた指導を徹底し、学習状況に応じた発展的学習を行うとともに、反復学習を行い、学習内容の確実な定着を図ること。
- ・ 一人一台のタブレット端末やICT機器を効果的に活用し、「分かる」、「できる」授業を展開すること。また、プログラミング教育を計画的に取り入れるなどして、児童・生徒の論理的思考力を高めること。
- ・ 学校図書館の積極的な活用を通して、読書習慣を形成するとともに、図書館の資料をはじめ、様々な情報を活用した調べ学習等を通じて、情報収集能力や情報活用能力を高めること。
- ・ 放課後や長期休業中の補習等を充実させるとともに、保護者の協力のもとタブレット端末を活用しながら家庭学習の習慣化を図ること。
- ・ 学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして、観点別学習状況評価の観点ごとに児童・生徒の学習状況を評価すること。学習評価は、児童・生徒の学習改善につながるもの、教員の指導改善に生かせるものにしていくこと。また、評価の方法等について、これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは、見直していくこと。

(2) 幼保小中一貫教育の推進

- ・ 幼稚園・こども園・保育所で学ぶ幼児期から、小学校、中学校卒業までの学びの連続性を踏まえた指導や幼児・児童・生徒同士の交流及び教員同士の連携・協働を進めること。
- ・ 中学校の通学区域で分かれている10のブロックごとに教育課題を踏まえた目標を設定し、その実現を目指すこと。

(3) 英語力向上を図る取組の推進

- ・ 小学校外国語科と中学校外国語科の連続性を踏まえ、英語教育の一層の充実を図り、英語によるコミュニケーションができる基礎となる資質・能力を身に付けさせること。

(4) 国際理解教育の推進

- ・ 各教科等の学習を通して、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、国際理解を深めること。
- ・ 中学生の海外派遣による、外国の生徒との交流やホームステイ等を通して、将来、国際社会で活躍することのできる人材を育成すること。また、参加生徒による帰国後の報告会等で派遣の成果を広めること。

2 豊かな心の育成と体力の向上に向けた取組の推進

(1) 人権教育・道徳教育の推進

- ・ 学校(園)の全教育活動を通して行う人権教育の充実と、幼児・児童・生徒の自尊感情を育み、自己肯定感を高める取組を推進すること。
- ・ 幼児・児童・生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や重要性について理解し、自分を大切にするとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に表すことができるよう指導を行うこと。
- ・ 「特別の教科 道徳」において、物事を多面的、多角的に考え、議論する学習活動を展開し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てること。また、家庭や地域と連携した道徳教育の一層の充実を図ること。

(2) いじめ・不登校への対策強化

- ・ 墨田区いじめ防止対策推進条例や「墨田区教育委員会いじめ防止プログラム(平成30年改定)」に基づき、「学校いじめ防止対策基本方針」を策定し、家庭や地域の理解・協力のもと、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決に努めること。
- ・ 日頃からいじめをしない、させない、許さないとの共通認識をもつよう徹底させるとともに、家庭や地域との連携を図ることで、いじめ防止の取組を推進すること。
- ・ 墨田区立学校不登校対策基本方針に基づき、「心の居場所」となる魅力ある学校・学級づくりを行い、不登校の未然防止に努めること。
- ・ 不登校及び不登校傾向の見られる児童・生徒への支援や配慮等について、校内はもとより幼稚園・こども園・保育園・小学校・中学校間で情報を共有し組織的に対応するとともに、SC(スクール・カウンセラー)やSSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)、自立支援教室、適応指導教室等を積極的に活用し、未然防止・早期学校復帰を図ること。
- ・ 不登校児童・生徒に対するタブレット端末を活用した健康観察や学習支援、相談活動を工夫し、家庭と連携した取組の充実を図ること。

(3) 体力向上を図る取組の推進

- ・ 体力調査結果の分析を踏まえた「体力向上プラン」を策定し、「一校(園)一取組」運動を充実させること。
- ・ 授業・行事等における運動の質と量を確保し、体力向上の取組を継続的に行うこと。

(4) 個別の課題に応じた適切な指導の推進

- ・ 「障害者差別解消法」に基づき、障害のある幼児・児童・生徒に対し、その状況に応じた合理的配慮を提供すること。
- ・ 通常の学級や特別支援教室で、発達障害等のある児童・生徒への適切な指導を行うとともに、特別支援教育について、保護者の理解を一層深めること。
- ・ 副次的に学籍を置く児童・生徒との直接及び間接的な交流を実施し、相互に助け合う気持ちや思いやり等、豊かな心の育成を図ること。
- ・ 外国につながる児童・生徒の文化的背景・生活習慣を十分に理解して、指導を行うこと。また、生活や学習における日本語の習得が十分でない児童・生徒には、「日本語通級指導教室」や「すみだ国際学習センター」と連携したり、タブレット端末を活用した個別の支援を行ったりして日本語指導等の充実を図ること。

3 地域と連携した取組の推進

(1) 地域の人材等を活用した教育の推進

- ・ 「社会に開かれた教育課程」の理念を取り入れ、新しい学習指導要領の趣旨・内容を保護者や地域の方々と共有し、地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を推進すること。
- ・ 地域の特色を生かし、地域人材や施設、企業等を活用した体験的な授業や学校(園)行事等を通じて、地域を愛する心を育成し、将来への夢や希望をもち、望ましい勤労観・職業観をもてるようにすること。

(2) 安全・防災教育の推進

- ・ 「危険を予測し回避する能力」や「他者や社会の安全に貢献できる資質や能力」を、児童・生徒が発達の段階に応じて身に付けられるようにすること。
- ・ 東日本大震災や風水害等の教訓を踏まえた防災教育を推進し、様々な危機的状況を想定した地域との連携による訓練を実施する等、学校としての災害対応能力を高めるとともに、危機管理能力を高めること。

(3) 区立図書館と連携した教育活動の推進

- ・ 学校図書館の一層の活用を図り、区立図書館と連携し、児童・生徒の読書に親しむという習慣を形成すること。また、学習の基礎となる語彙力や表現力などの諸能力の育成につなげるようにすること。

4 文化・スポーツ活動の取組の推進

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

- ・ オリンピック・パラリンピックの歴史や意義、理念等を学習し、競技観戦等の機会を十分に活用し、運動への興味・関心を高めること。
- ・ 日常的な実践での健康増進に向けた取組の充実や、地域と連携した運動・スポーツの魅力を生かす特色ある取組を通し、オリンピック・パラリンピック教育を計画的に推進すること。
- ・ 学校(園)で、共生社会の実現等に向けて推進してきた取組を、家庭や地域等と連携を図りながら、レガシーとしてこれからも継続して実践していくこと。

(2) 郷土文化に関する教育の充実

- ・ 北斎と北斎に関連した事柄を題材にした授業を実施し、北斎の作品や生き方を学ぶこと。また、地域や地域にゆかりのある人物についての授業を通して、郷土愛を深めること。
- ・ 東京大空襲の教訓を踏まえ、すみだ郷土文化資料館を活用した授業や大空襲体験者から話を聞く学習等を通して平和に対する意識を高め、平和教育の充実を図ること。

5 学校マネジメントの強化

(1) カリキュラム・マネジメントの確立

- ・ 学校(園)で、各教科等の教育内容を学校(園)の教育目標、経営方針、研究主題等を柱として、その目標の達成に必要な教育の内容を総合的・横断的に配列していくこと。
- ・ 学校(園)で、教育内容の質の向上に向けて、幼児・児童・生徒の姿や各種調査データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図ることによって、教育課程の適切な進行管理に努めること。
- ・ 学校(園)は、教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせていくこと。

(2) 学校経営の充実

- ・ 校(園)長は、様々な機会に保護者や地域に対し経営方針・経営計画を周知するとともに、学校(園)と保護者や地域に対し目標を共有して協働活動を推進すること。
- ・ 学校(園)は、第三者評価を踏まえた自己評価及び中間評価を実施し、教育活動の改善を図ること。
- ・ 学校(園)は、学校運営連絡協議会において学校(園)経営に関する意見交換を行い、関係者評価を実施して、さらなる学校(園)経営の改善・充実を図ること。

(3) 教員の組織的・計画的な人材育成等

- ・ 校(園)長は、組織的なOJT体制を確立し、職層ごとの役割を明確にした教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、校(園)内研究や校(園)内外の研修会に意欲的に参加し、自らの指導力を向上させようとする教員の育成を図ること。
- ・ 校(園)長は、管理職と教職員や教職員同士のコミュニケーションを円滑に図り、良好な職場環境を醸成してメンタルヘルス対策を徹底すること。
- ・ 服務事故防止に係る年間計画に基づき、計画的に研修を行い実践に結び付けるとともに、日常的にコンプライアンスを徹底すること。

(4) 体罰や暴言、不適切な指導の根絶

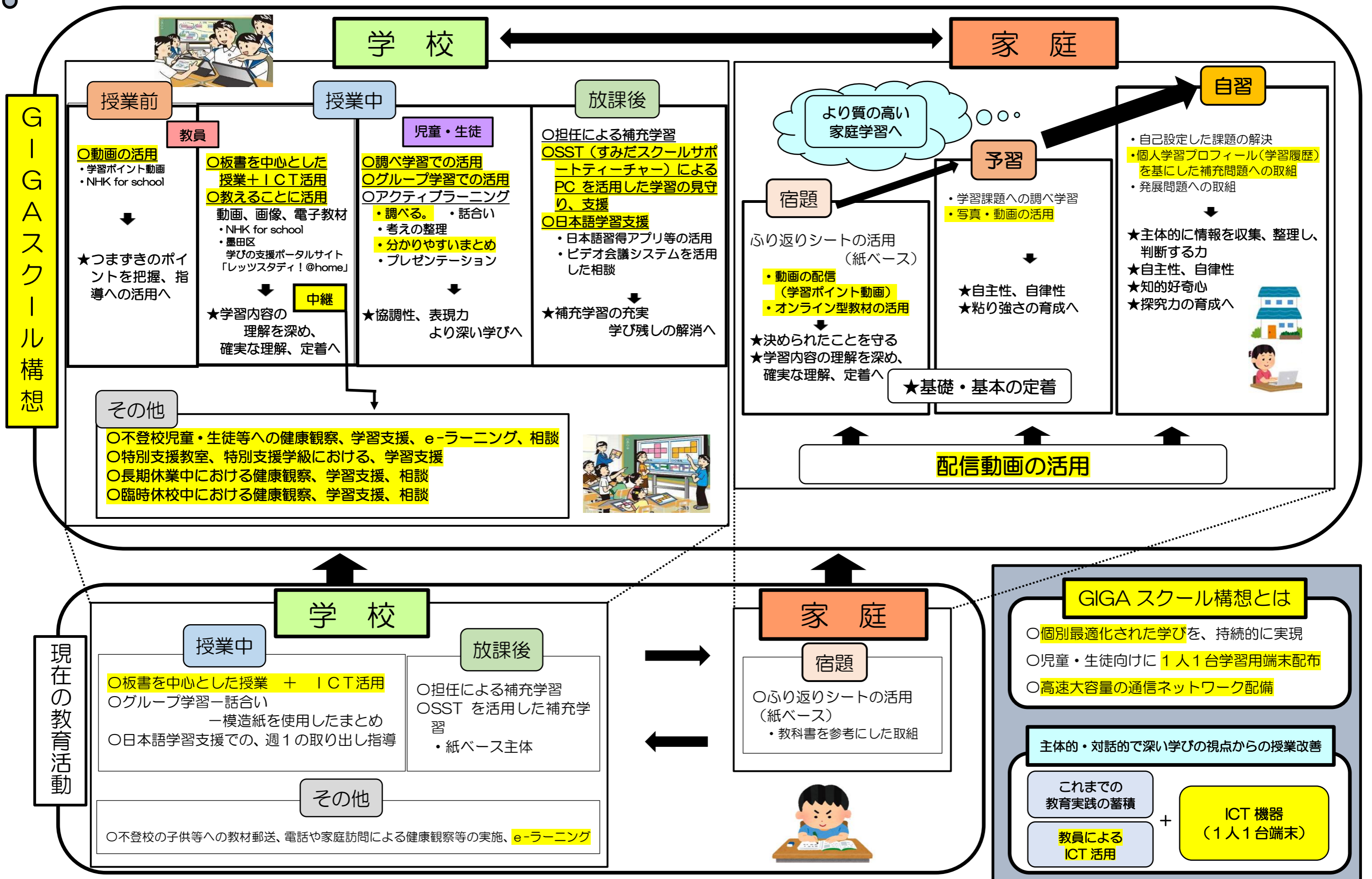
- ・ 学校(園)は、外部指導員等を含めた全教職員が「体罰防止セルフチェック」を実施して自己の指導を見直すとともに、研修等で、体罰や暴言、不適切な指導は人権侵害であるとの認識をもつことを徹底すること。

(5) 教員の人権感覚や危機管理意識の向上

- ・ 学校(園)は、東京都教育委員会が作成する人権教育プログラム・安全教育プログラムを活用した教育計画の見直しや研修会の計画的な実施等を通して、教員の人権感覚を高め、危機管理意識の向上を図ること。
- ・ 学校(園)は、貧困や虐待等の問題について、組織的に対応するとともに関係機関との連携を早期に進めること。

(6) 新しい生活様式による教育活動の推進

- ・ 学校(園)は、新しい生活様式による学校生活の実施を通して、「3つの密」にならない環境を工夫した教育活動の実施及び感染症の防止等、健康安全に対する指導の徹底を図ること。



学校

家庭

自習

予習

宿題

授業前

授業中

放課後

教員

児童・生徒

○動画の活用
・学習ポイント動画
・NHK for school

★つまずきのポイントを把握、指導への活用へ

○板書を中心とした授業+ICT活用
○教えることに活用
動画、画像、電子教材
・NHK for school
・墨田区
学びの支援ポータルサイト「レッツスタディ!@home」

★学習内容の理解を深め、**中継** 確実な理解、定着へ

○調べ学習での活用
○グループ学習での活用
○アクティブラーニング
・調べる。 ・話し合い
・考えの整理
・分かりやすいまとめ
・プレゼンテーション

★協調性、表現力より深い学びへ

○担任による補充学習
OSST (すみだスクールサポートティーチャー) によるPCを活用した学習の見守り、支援
○日本語学習支援
・日本語習得アプリ等の活用
・ビデオ会議システムを活用した相談

★補充学習の充実 学び残しの解消へ

より質の高い家庭学習へ

★自主性、自律性
★粘り強さの育成へ

★基礎・基本の定着

★自己設定した課題の解決
★個人学習プロフィール(学習履歴)を基にした補充問題への取組
★発展問題への取組

★主体的に情報を収集、整理し、判断する力
★自主性、自律性
★知的な好奇心
★探究力の育成へ

その他

○不登校児童・生徒等への健康観察、学習支援、e-ラーニング、相談
○特別支援教室、特別支援学級における、学習支援
○長期休業中における健康観察、学習支援、相談
○臨時休校中における健康観察、学習支援、相談

学校

家庭

授業中

放課後

宿題

○板書を中心とした授業 + ICT活用
○グループ学習-話し合い
-模造紙を使用したまとめ
○日本語学習支援での、週1の取り出し指導

○担任による補充学習
OSST を活用した補充学習
・紙ベース主体

○ふり返しシートの活用 (紙ベース)
・教科書を参考にした取組

その他

○不登校の子供等への教材郵送、電話や家庭訪問による健康観察等の実施、e-ラーニング

GIGA スクール構想とは

- 個別最適化された学びを、持続的に実現
- 児童・生徒向けに1人1台学習用端末配布
- 高速大容量の通信ネットワーク配備

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

これまでの教育実践の蓄積 + ICT 機器 (1人1台端末)
+ 教員による ICT 活用

墨田区における1人1台端末の活用「すみだGIGAスクール構想」授業改善ロードマップ

令和3年1月
墨田区教育委員会事務局指導室

「すみだGIGAスクール構想」の目的

タブレット端末を「学びのパートナー」として主体的に活用し、学びを深め、確かな学力を身に付け、高度情報化社会をリードしていく人材を育成する。

1人1台
タブレット端末の活用

+

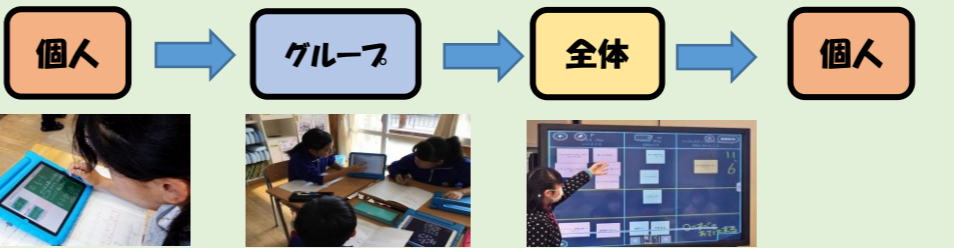
今までの授業実践

ステップ2



「どの教科等でも」、学びを深めるために、効果的に活用する

【グループ学習を核とした学習過程】(道徳→各教科→総合的な学習の時間で実践)



情報活用能力 自己有用感 協調性 表現力 論理的思考力

深い学びへ
知識や技能を相互に関連付け、次の学習問題へつなげる。
「ジグソー学習」の活用も考えられる。

ステップX

ステップ3

一人一人の夢の実現へ

～多様な人々がともに生きる社会の実現～



教科等の学びをつなぎ、
社会問題等の解決策を考える

STEAM教育

環境問題、災害、貧困、経済、人権 等

「いつでも」、「どこでも」、タブレット端末を使って、学ぶ習慣が身に付く

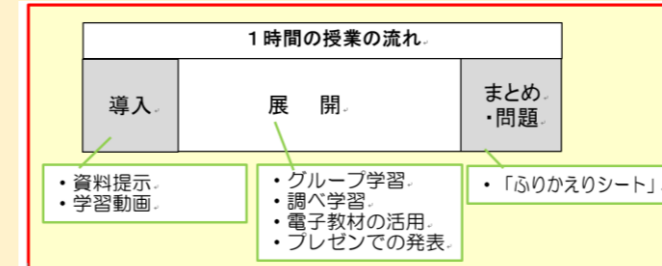
ステップ1

(R3. 4月～)



【授業】

資料の提示
動画(NHK for school)、画像、電子教材の活用
教科書の2次元コードの活用
調べ学習、プレゼンテーション、電子模造紙
プログラミング教育



【休み時間、放課後】

学習アプリの活用、日本語学習支援
調べ学習、タイピング練習

【クラブ・委員会活動・部活動】

お知らせ、予定、出欠の確認

【当番・係活動】

清掃活動の流れを共有、お知らせの確認

ステップ0

(R3. 1～3月)

まずは、「できるところ」から使い、タブレット端末に慣れ、操作を楽しむ

【朝の会、帰りの会】

健康観察、前日の宿題等の確認、めあての確認、一日の予定の確認、日直スピーチで絵や写真を提示、教員からの配布物の確認

教員の創意工夫次第で、児童・生徒の学びの可能性は無限大!

授業支援クラウドを活用した学習過程の工夫

※ STEAM教育…Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育
※ ジグソー学習…学習者同士が協力し、話し合いなどを通して教え合いながら学びを深めていく学習方法の一つ

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応について

1 理由

新型コロナウイルス感染症対策における学校施設貸出に係る対応については、国の「緊急事態宣言」等を踏まえ、令和3年1月8日から当面の間、使用時間の短縮を実施している。

その後の近隣区の状況及び、更なる感染拡大防止の観点から、以下のとおり、施設の使用に当たり、新たな制限を設ける必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年1月28日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応について

学校施設使用に係る、新規の利用団体の使用申請受付を停止する。

3 実施時期

令和3年1月29日から当面の間

4 周知方法

区ホームページに掲載する。

5 根拠法令

墨田区立学校施設使用条例第8条第4号

新型コロナウイルス感染症対策における区立図書館の対応について

1 理由

令和3年2月2日、国の「緊急事態宣言」の期間延長が決定したことに伴い、区の「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での決定事項等を踏まえ、区立図書館について、開館時間の変更期間を延長する必要がある。

本件については、緊急に処理しなければならない事由で、かつ教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「墨田区教育委員会権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条の規定に基づき、令和3年2月3日付けで、教育長の臨時代理により決定した。

2 対応方針

(1) 開館時間の変更期間を延長する施設

ひきふね図書館

(2) 延長期間

開館時間の変更(※)について、令和3年3月7日まで延長する。

※ 開館時間の変更(短縮)

令和3年1月8日から同年2月7日まで、当館の閉館時間を「午後9時まで」から「午後8時まで」に短縮している。(休日を除く月曜から土曜日まで)